

# ○常総衛生組合職員の勸奨退職実施要綱

令和6年4月24日

常総衛生組合訓令第1号

## (目的)

第1条 この訓令は、常総衛生組合職員の構成の若返りを促進し、人事の刷新及び事務の効率化を図るため、職員の退職についての特別措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (退職の勸奨)

第2条 管理者は、人事管理上必要がある場合には、職員に対し、退職を勸奨し、又は職員の申出により、この訓令の適用を承認することができる。

## (適用範囲)

第3条 この訓令は、退職日における勤続年数10年以上かつ年齢40歳以上58歳以下の職員に対して適用する。

## (退職の日)

第4条 この訓令に基づき退職する職員の退職日は、当該年度の3月31日とする。ただし、管理者が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

## (勸奨の手続)

第5条 この訓令の適用を受けて退職をしようとする職員（以下「勸奨退職者」という。）は、退職しようとする年度の9月30日までに勸奨退職申出書（様式第1号）により管理者に申出をするものとする。ただし、心身の故障その他特別の事情により同日までに申出ができない場合は、この限りでない。

2 管理者は、前項の申出を承認したときは、勸奨退職承認通知書（様式第2号）を申出者に交付するものとする。

## (退職手当)

第6条 勸奨退職者に対する退職手当については、市町村職員退職手当条例（昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例22号）の勸奨退職の規定に基づき支給するものとする。

## (補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

常総衛生組合管理者 様

職名

氏名

勸奨退職申出書

私は、常総衛生組合職員の勸奨退職実施要綱に基づく勸奨により、 年

月 日をもって退職いたしたく、申出いたします。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

職・氏名

様

常総衛生組合管理者

⑩

勸奨退職承認通知書

年 月 日付け勸奨退職申出については、これを承認します。